

高知くらしの護身術

147

連帯保証人

債務者と同じ支払い義務

(2009年10月20日掲載原稿)

友人から「迷惑かけないから」と言われて保証人になったが、返済が遅れて請求されて困っている。最近こういったご相談が多くあります。

もちろん最初から迷惑をかけるつもりはないとは思いますが、結果的に支払いが遅れると債権者は保証人に請求することになり、保証人は迷惑をかけられたという事になります。

ところで保証人には単純な『保証人』と『連帯保証人』とがあります。最近では、保証人といえば『連帯保証人』であることがほとんどです。なぜなら『連帯保証人』の方が債権者に有利であるからです。例えば友人から「車を購入するからローン契約の保証人になって欲しい」と言われ契約書等に『連帯保証人』として署名をしたとします。やがて友人は支払いが困難になりローン会社は『連帯保証人』に請求をしますが、友人には土地や建物などの財産があるので友人の財産を差し押さえするなどして回収して欲しいと言いたいところです。

しかし、単純な『保証人』であればローン会社にもそう言えますが『連帯保証人』であれば債務者(この場合友人)と同様の支払い義務が生じます。ですから債権者(この場合ローン会社)は『保証人』ではなく『連帯保証人』を求めることが多くなっているのです。

『連帯保証人』を引き受ける場合には、債務者の支払い義務を負担してもかまわないという覚悟が必要になります。

よかれと思って保証人等になっても、結果的には友人や親族関係にも支障をきたし保証人になった自分自身も破綻するケースがあります。充分注意しましょう。